

石川県公報

令和3年5月25日

第13408号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示	公告
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正（デジタル推進課） 1	○特定調達契約に係る入札公告（管財課） 2
○電磁的記録を使用して行うことができる保存等の一部改正（同） 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課） 4
○令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（水産課） 2	

告示

石川県告示第207号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成16年石川県告示第414号）の一部を次のように改正し、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月25日

石川県知事 谷本正憲

申請等の表食品衛生法施行細則（昭和48年石川県規則第77号）の項を次のように改める。

食品衛生法施行細則（昭和48年石川県規則第77号）	第12条	営業許可の申請及び営業の届出
	第14条	許可営業者の地位の承継の届出
	第15条	変更の届出
	第16条	廃業の届出

申請等の表に次のように加える。

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則（令和3年石川県規則第10号）附則第2項の規定によりなお効力を有するものとされた同規則第1条による改正前の食品衛生法施行細則	第16条第1項	変更の届出
	第17条	廃業の届出

石川県告示第208号

電磁的記録を使用して行うことができる保存等（平成18年石川県告示第197号）の一部を次のように改正し、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月25日

石川県知事 谷本正憲

1の表石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年石川県条例第16号）附則第2項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例による改正前の石川県食品衛生法施行条例（平成12年石川県条例第14号）の項を削る。

2の表石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例附則第2項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例による改正前の石川県食品衛生法施行条例の項を削る。

石川県告示第209号

令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)(令和3年石川県告示第65号)の一部を令和3年5月14日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後		変更前	
第1 くろまぐろ(小型魚)		第1 くろまぐろ(小型魚)	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
88.1トン		65.8トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	80.8トン	石川県定置網漁業	58.5トン
石川県漁船漁業	5.3トン	石川県漁船漁業	5.3トン
第2 くろまぐろ(大型魚)		第2 くろまぐろ(大型魚)	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
53.9トン		38.0トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	47.9トン	石川県定置網漁業	32.0トン
石川県漁船漁業	1.0トン	石川県漁船漁業	1.0トン

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和3年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

教育用コンピュータ 仕様書のとおり

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年12月28日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年石川県告示第132号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類をそれぞれに定める日時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書の例示品以外で入札に参加する場合は、当該物品が例示品と同等であること。
令和3年6月15日(火)午後5時
- (2) 当該物品を確実に納入できること。
令和3年6月22日(火)午後5時

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和3年7月6日(火)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年7月6日(火)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Computers for school education

According to specifications

(2) Delivery date

By 28 December 2021

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 6 July 2021

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和3年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ21小松店、ケーズデンキ小松店

小松市不動島町1番地 外65筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 小松市沖周辺土地区画整理事業施行地区内27街区75番地

(変更後) 小松市不動島町1番地 外65筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCMカーマ株式会社

代表取締役 本田 桂三

愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池8-16-17

(変更後) DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池8-16-17

- 3 変更の年月日
令和3年3月1日
- 4 変更する理由
 - (1) 土地区画整理事業の完了に伴う所在地の表記の変更のため
 - (2) DCM株式会社がDCMカーマ株式会社を合併したため
- 5 届出年月日
令和3年4月22日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市産業未来部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
令和3年5月25日から同年9月25日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年9月25日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス上林店
野々市市中林土地区画整理事業 第64街区・第65街区
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前)ドラッグコスモス中林店
(変更後)ドラッグコスモス上林店
 - 3 変更の年月日
令和3年4月10日
 - 4 変更する理由
店舗名称が決まったため
 - 5 届出年月日
令和3年5月7日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和3年5月25日から同年9月25日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年9月25日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

